

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十五号

平成二十五年埼玉県告示第千百六十六号（食品衛生法施行条例に基づく知事が別に定める特定の食品）の一部を次のように改正し、令和三年六月一日から施行する。

告示文中「別表第二第一号ハ」を「別表第四号」に改める。

第一号中「製造され、又は」を削り、同号ただし書を削る。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕